

# 汚染土壌処理施設操業差し止め仮処分！

## 『鋸南開発』は汚染土壌処理施設を操業してはならない

鋸南町では採石場の深堀した部分の埋め戻しを、本来周辺の土ですべきところ“汚染土壌処理業”による汚染土壌で埋め戻しをすると『鋸南開発』が採石法上の事業計画を変更し、汚染土壌処理業の事前協議申請、許可申請をしたことに、町長も、町議会もそして何よりも多くの町民が反対している状況です。

千葉県はなぜか、鋸南開発の岩石採取計画ではその場所の土で埋め戻しをすることになっているのに「汚染土壌で埋めることは、埋めることに変わりがないので軽微な変更です」と届け出だけでOKにしています。更に県水質保全課は環境保全協定が無いのに偽りの確約書でOKと事前協議を終了させてしまいました。処理施設もつくられてしまい処理業の許可申請も出されてしまっている中、住民は施設の操業差し止め仮処分を千葉地裁木更津支部に申し立てました。

平成 28 年 7 月 21 日木更津支部斎藤裁判長は住民と漁協の訴えを認め“操業差し止めを命じる仮処分決定”を出しました。

木更津支部の決定した内容は

- ① 自然由来の汚染土壌をデナイトで不溶化すると言うが不溶化処理の安定性を認められない。
- ② 「遮水シートやアスファルト・コンクリートが劣化することが無い」とは言えない。
- ③ 1 日 1 回のヒ素・鉛・フッ素のみの水質分析では、その他の排水基準項目カドミウム・六価クロム・水銀などが排水基準に適合しているか確認されない。しかも必要な処理設備が設けられているとは認められない。
- ④ 浸出水が排出基準を上回る可能性が無いとは言えず、有害物質を含んだ浸出水が佐久間川に排水される恐れがある。
- ⑤ 事業者鋸南開発がケミカルクラウトに本件施設の工事、環境モニタリング業務全般、汚染土壌埋め立て期間中の常駐管理、行政対応全般を委託するのでは、汚染土壌処理の再委託をしていると見る余地があり土対法 22 条 7 項に違反する疑いがある。それ故鋸南開発の管理態勢が十分とは言い難い。
- ⑥ 本件施設の敷地に極度額 14 億 9040 万円、8000 万円、3 億 6000 万円、3 億 1250 万円の根拠が設定されている。又、H24 年 9/24 の岩石採取計画変更理由が「業界の状況が厳しく本来埋め戻すべき土を商品として出荷してしまった」程財政状況がひっ迫している状況であり“経理的基盤”があると言うには疑問がある。
- ⑦ 住民の井戸水の地下水の起源が佐久間川の伏流水であると考えられる。其の地下水を一度汚してしまうと元の戻すには時間がかかる。
- ⑧ 人は人格権としての身体権の一環として生存・健康を損なう事のない水を確保する権利を有し、この権利が侵害される恐れがある場合には侵害の原因となる行為の差し止を請求することができる。
- ⑨ 本件施設における浸出水の処理が適切でなく事業者が排水モニタリングを適正に行う経理的基盤も管理運営態勢も有さないため、有害物質を含んだ浸出水が佐久間川に排出され、それが東京湾に流れ込み魚介類も汚染される可能性がある。漁協の組合員の有する漁業行使権に基づき将来生ずる恐れのある侵害を予防する為侵害行為の差し止めを求めることができる。

以上の理由から操業差し止めの仮処分が決定されました。

一日も早く千葉県も許可申請を不可とすべきです。

